○経済産業省告示第　　号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第二項第二号イ、第三号及び第四号の規定に基づき、平成十六年経済産業省告示第百七十三号（輸出貿易管理令第四条第二項の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物）の一部を次の表のように改正する。

令和　　年　　月　　日

経済産業大臣　名

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
輸出貿易管理令第四条第二項第二号イ、第三号及び第四号の経済産業大臣が告示で定める貨物は、同令別表第二の三五の三の項（一）及び（六）に掲げる貨物のうち、次の	輸出貿易管理令第四条第二項第二号イ、第三号及び第四号の経済産業大臣が告示で定める貨物は、同令別表第二の三五の三の項（一）及び（六）に掲げる貨物のうち、次の

いずれかに該当するものとする。	いずれかに該当するものとする。
一～三十二　（略）	一～三十二　（略）
三十三	（新設）
二―（二Ｈ―一・二・三―ベンゾトリアゾール―二―イル）―四・六―ジ―タ―シャリ―ペンチルフェノール（別名ＵＶ―三二八）	
三十四	（新設）
一・一・一―トリクロロ―二・二―ビス（メトキシフェニル）エタン（別名メトキシクロル）	
三十五	（新設）
一・二・三・四・七・八・九・十・十三・十三・十四・十四―ドデカクロロ―一・四・四ａ・五・六・六ａ・七・十・十ａ・十一・十二・十二ａ―ドデカヒドロ―	

一・四：七・十―ジメタノジベンゾ［ａ・ｅ］［八］アンヌレン（別名デクロランプラス）	
三十六　（略）	三十三　（略）

附　則

この告示は、令和　　年　　月　　日から施行する。